



【発信日】令和2年12月25日

【問い合わせ先】

大野市

産経建設部建設整備課湧水再生対策室

(越前おおの 水のがっこう 大野市明倫町 3-42)

担当 松田、酒井 電話 0779-64-4813

「大野市水循環基本計画（案）」に関するパブリックコメント手続の実施について

大野市では、次のとおりパブリックコメント手続を実施しますのでお知らせします。

1	政策等の案の名称	大野市水循環基本計画（案）
2	実施機関	大野市長
3	趣旨	<p>大野市水循環基本計画は、国の水循環基本法や水循環基本計画の趣旨を踏まえ、大野の恵まれた水環境を守り、未来に引き継いでいくため、大野市の更なる水循環の健全化に向けた総合的な計画です。</p> <p>今回、計画期間を令和3年度から12年度までの10年間として計画を策定するに当たり、市民などの意見を反映させるため、パブリックコメント手続を実施します。</p>
4	意見等を提出できる方	<p>次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none">① 市内に住所を有する人② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体③ 市内の事務所又は事業所に勤務する人④ 市内の学校に在学する人⑤ 市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体⑥ ①～⑤のほか、本事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体
5	政策等の案の公表	<p>(1) 公表の日 令和2年12月25日（金）</p> <p>(2) 入手方法</p> <ul style="list-style-type: none">①指定場所での閲覧<ul style="list-style-type: none">・市役所 1階市民ホール・結とびあ・和泉支所・各公民館・図書館・越前おおの水のがっこう②インターネット（大野市公式ホームページからダウンロード）③担当課での貸し出し

6	意見等の受付期間	令和2年12月25日（金）から令和3年1月15日（金）まで
7	意見等の提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名（団体名）、連絡先その他提出できる方であることがわかる事項 ・該当箇所（○ページ○行目） ・意見等 <p>を記載し、次のいずれかの方法で提出してください。その際、必要に応じて意見提出用紙（市ホームページからダウンロード）をご利用ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①指定場所（第5項参照）への書面の提出（提出用紙を備え付けます） ②郵便 ③ファクシミリ ④電子メール <p>※電話などの口頭によるご意見は受け付けません。 ※必要事項の記入がない場合はご意見が無効となることがあります。</p>
8	意見等の取扱い	<p>提出された意見等を考慮して本案件についての意思決定を行い、次に掲げる事項について公表します。ただし、大野市情報公開条例第7条に規定する公開しないことができる情報（個人情報など）に該当するもの、本件に係わりがないもの、賛否の結論のみを示したものは除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①提出された意見等の概要 ②提出された意見等に対する実施機関の考え方 ③本計画案を修正した場合における修正の内容
9	問い合わせ先	<p>大野市産経建設部建設整備課湧水再生対策室 〒912-8666 大野市天神町1番1号 電話 0779-64-4813</p> <p>※電話での意見提出は不可</p> <p>ファクシミリ 0779-64-4833 Eメール yusui@city.fukui-ono.lg.jp</p>

大野市水循環基本計画(案)概要

1. 大野市水循環基本計画とは

《計画の範囲・期間・位置付け》

- 市域全域を一つの流域と捉え、対象範囲は市域全域。
- 令和3年から令和12年まで(10年間)。
- 「第六次大野市総合計画」を上位計画とする。
- 更なる水循環の健全化に向けて各種の個別計画における水に関する施策と整合を図りつつ、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するために策定。
- 「大野市地下水保全管理計画」・「越前おおの湧水文化再生計画」は本計画に統合。
- 「大野市環境基本計画」のうち地下水や公共用水域の水質などの水環境保全に関する部分は本計画に取り込む。



2. 大野市の水循環の現状と課題

《各分野の現状と課題》

【現状と課題の例】

- 【気象】地球温暖化等の気候変動による大雨などの災害発生リスクの増大
- 【水利用】人口減少が進んでいるが、水道水の使用量があまり減少していない
- 【土地利用】農地の宅地化などによる市街地の拡大化／保水・遊水機能低下による河川への流出量増加
- 【森林】過疎化・少子化・高齢化の進行や林業の収益性の低下、担い手不足により必要な整備及び適切な維持・保全が行われない森林の増加による森林の多面的機能の喪失
- 【河川等】河川の流況の平滑化や河道内の樹林化、滯筋の固定化などによる涵養されにくい河川環境
- 【農地】水田面積及び水稲作付面積の減少による地下水への涵養量減少
- 【上下水】上下水道施設の老朽化や人口減少などによる経営環境の変化
- 【下水道】市内において依然4,000基(届出数)を超える単独処理浄化槽の存在
- 【地下水】湧水地における湧出量の減少／土地利用形態の変化による地下水涵養量の減少
- 【水文化】水循環の意識や市民生活と水との関わりの希薄化／水との関わりが深い産業の従事人口減

【大雨による浸水・H25.9】



【地下水による消雪】



3. 計画の基本的な考え方

《基本理念》

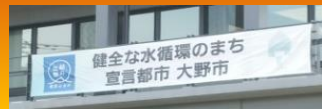
健全な水循環による、住み続けたい結のまちの実現

～九頭竜川源流域の豊かな水環境を次世代へ～

水循環全体を一体的に捉え、これまでの地下水保全の取り組みを更に一歩進めて、更なる水循環の健全化に向けた取り組みを多様な主体との連携と協力の下、推進することで、

《目指す姿》

- ◆ 恵まれた水環境の魅力が更に高まり、様々な市民ニーズやライフスタイルに対応することのできる「健全な水循環のまち」へステップアップしています。
- ◆ 恵まれた水環境が守られ、その中で育まれてきた地域固有の水文化が次世代へ継承されている豊かな社会が実現したまちとなっています。



《基本理念を実現するための基本方針》

基本方針1 流域マネジメントの推進 ～水で導く地域の未来～

基本方針2 水循環に関わる人材の育成と水文化の継承～普及啓発及び教育と研究の深化～

基本方針3 災害や気候変動、地下水障害等への対応 ～リスク管理型水循環の構築～

5. 流域マネジメントの推進

《流域における総合的かつ一体的な管理》

- 流域に関係する多様な主体(公的機関、事業者、有識者・関係団体・市民等)が連携・協力し推進。
- 各主体の主体的・自発的な取り組みの促進。

6. 計画の着実な推進

《推進方策と評価指標の設定》

- 本協議会において、それぞれの取り組みについて情報共有。
- 施策の効果ついて、定量・定性の両方から総合的かつ多面的に評価を実施。
- 実効性の確保、着実な推進を図るため、PDCAサイクルに沿って進捗管理。
- 5年を目途として、中間評価を実施。
- 民間企業等による助成金や、森林整備等の推進に当たっては森林環境譲与税等も有効に活用するとともに、新たな財源確保に向けて、協力金の導入を検討するため市民アンケート調査を実施。

4. 基本理念を実現するための施策

1. 流域マネジメントの推進

- 貯留・涵養機能の維持・向上
- 水資源の適正かつ有効な利用の促進
- 健全な水循環を通じた地域活性化の推進

2. 水循環に関わる人材の育成と水文化の継承

- 健全な水循環に関する教育、人材育成及び研究の推進
- 水文化の保存と継承
- 新たな水文化の創出に向けて

3. 災害や気候変動、地下水障害等への対応

- 水災害等に対する防災・減災対策
- 気候変動が水循環に与える影響の調査研究と適応策の検討
- 地下水障害の防止と対策

【施策の例】

- (1)スマート林業の導入による作業の省力化・効率化▼林業従事者育成支援▼真名川における自然出水再現放流の実施▼清滝川の河床浚渫▼田んぼダム等貯留・涵養機能の向上の検討
- (2)水資源の保全と利用を図るための指針作成▼連携した濁水への対応▼雨水の有効利用と貯留浸透の推進▼水のみえる施設の適切な維持管理▼グリーンインフラの活用推進▼公共下水道の加入促進と合併処理浄化槽の設置
- (3)「水」をテーマにした観光の推進▼水を活用した地域産品のブランディング など
- (1)「水の本」を使用した出張授業▼学習研究施設「水のがっこう」での講座の開催▼幼少期から水について学べる機会の創出▼シンポジウムなどでの情報発信
- (2)調査研究成果の整理集積▼水文化資料のアーカイブ化▼真名川ダム・九頭竜ダム水源地域ビジョンの推進等による多様な主体が連携できる環境と機会の創出▼イトヨの里展示物更新▼イトヨ生息地の保全▼湧水地数の把握と整理と保存
- (3)新たな水文化のあり方についての検討 など
- (1)上水道給水施設間ループ化▼給水施設の耐震化▼治山・砂防施設の維持管理・更新▼九頭竜川上流ダム再生事業▼ハザードマップを活用した防災力の向上▼防災井戸等の設置検討と災害応急用井戸登録制度運用の検討
- (2)気候変動が水環境に与える影響の情報収集・把握▼気候変動適応策検討と緩和策推進
- (3)地下水の消雪利用禁止の制度周知と監視と遵守▼有機塩素化合物汚染の浄化対策▼地下水障害対応タイムラインの作成と運用▼地下水水位監視・低下時注意報、警報発令▼上水道加入促進▼条例による地下水採取規制の方向性検討 など